

## 覚 書

平川市図書館長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲の雑誌の購入費用を乙が負担すること等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

### （雑誌購入費用の負担）

第1条 乙は、平川市図書館雑誌スポンサー制度事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、甲が購入する次の雑誌の代金を負担する。

1	（雑誌名）	（雑誌種別）
2	（雑誌名）	（雑誌種別）
3	（雑誌名）	（雑誌種別）

2 乙は、前項の代金を、甲が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。

3 代金の支払いに必要な一切の経費は、乙の負担とする。

### （広告の方法）

第2条 甲は、乙が購入代金を負担した雑誌の新刊にカバーをかけ、雑誌表面にはスポンサー名を、雑誌裏面には乙の事業に関する広告を表示することができる。

2 スポンサー名及び広告の表示は乙が作成するものとし、乙が事前に甲と協議し、甲の審査を受けたものでなければならない。

### （広告の期間）

第3条 乙が雑誌の購入費用を負担し、かつ、甲が広告を表示する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の2ヶ月前までに、雑誌スポンサーから期間更新の意思表示があったときは、広告の表示期間をさらに1年間更新されるものとし、以後、更新後の通算の広告表示期間が3年未満となる場合に限り、同様とする。

### （広告主の責務）

第4条 乙は、乙が作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

### （疑義の解決）

第5条 本覚書及び要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は要綱の趣旨に則り誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 平川市光城2丁目30-1

平川市図書館長

印

(乙)

印